

崩山第一・第二浄水場保全管理業務委託

仕様書

令和6年度

笛吹市公営企業部水道課

一 般 事 項

(総則)

委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この仕様書に基づき業務を履行しなければならない。

(目的)

本仕様書は、甲が発注する浄水場等の保全管理業務に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るために定めるものである。

(業務範囲)

本委託業務は、浄水場の設備機器の保守点検及び整備等を行うことを業務範囲とする。

(対象施設)

業務の対象施設は、内訳書、図面及び作業内容一覧のとおり。

(法令の遵守)

業務の履行にあたり、水道法のほか労働関連法令、その他関係法令を遵守しなければならない。

(業務責任者)

乙は、業務責任者を定め、甲に届出することとし、業務責任者を変更したときも同様とする。業務責任者は、業務を管理及び総括する現場責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。又、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(資格保有者の配置)

(1) 業務責任者は、水道法に規定する浄水場における10年以上の運転管理業務又は保全管理業務経験を有する者で次の各号のいずれかを満たす者であること。

(ア) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者

(イ) 水道法施行令第6条に規定する水道技術管理者の資格を有する者

(ウ) 日本水道協会が認定及び登録を行う水道浄水施設管理技士3級以上に認定・登録されている者

(2) 業務従事者は、業務責任者の指揮監督のもと業務に従事する従事者として、水道法に規定する浄水場における1年以上の運転管理業務又は保全管理業務経験を有する者であること。

(提出書類)

(1) 契約締結後、速やかに提出する書類

- ・着手届
- ・業務計画書（業務概要、現場組織、業務工程、業務方法等）
- ・業務責任者等通知
- ・業務従事者一覧表

(2) 定期報告書類

- ・業務報告書（点検結果報告）
- ・点検及び整備等工程表

(3) 随時提出する書類

- ・細菌検査証明書（検便）
- ・打合せ議事録
- ・その他、甲が指示する書類

(業務計画書)

乙は、保全管理業務計画を策定し提出すること。なお、計画書には、次の事項について記載しなければならない。

(1) 業務概要に関すること

業務方針並びに業務の概要

(2) 現場組織に関すること

現場組織表、業務分担表、緊急時の体制及び連絡体制

(3) 業務工程に関すること

年間業務工程表、労務計画表

(4) 業務方法に関すること

業務要領並びに点検基準

(5) 安全衛生管理に関すること

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表

(6) 保全、保安管理に関すること

保全、保安教育の内容及び教育実施予定表

(7) 各種報告書様式

(8) その他必要事項

(守秘義務)

当該施設・当該業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

(施設の一般管理)

施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理・整頓しなければならない。また、業務従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

(事務室等の利用)

乙は、甲の許可を受け甲の水道施設内の一部を事務室等として使用することができる。この場合において乙は、善良なる管理者の注意をもって維持管理を行わなければならない。

事務室等の使用期間中は、乙の原因により汚損などがあった場合は、乙の負担により原状回復しなければならない。

業務に直接係わる事務室等の使用に伴う電気、水道等は供与するものとするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

(火災の防止)

乙は、施設及び諸室の火災の発生を未然に防止するため、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

(盗難防止等)

設備機器、備品工具等の盗難及び水道施設への不法侵入を防止するため、十分な監視及び施錠の徹底に努めなければならない。

(質疑等)

本仕様書に定めのない事項又は質疑が生じたときは、協議のうえ定めるものとする。

業 務 内 容

(業務内容)

水道施設（浄水場）における機械・電気設備保守点検は、次の作業を行う。

(1) 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗状態を把握する。

- 1) 目視によるもの
- 2) 触感によるもの
- 3) 確認によるもの
- 4) 測定作業
- 5) 記録作業

点検報告様式は特に指定しないが、別紙「崩山第一・第二浄水場保全管理業務委託作業」のと
おりの点検項目を実施するものとし、詳細については委託者と協議の上定めるものとする。

(2) 維持管理業務

設計図書内訳書に示すろ過池のかきとり・ろ過砂の洗砂・補充、沈殿池・着水井の清掃を実施
するものとする。

(3) その他業務

その他ここに記載されていない事項、不明な事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び請負者
で協議し決めることとする。